

「京都らしい省エネ住宅」に取り組む事業者の 登録の手引き

1 制度の概要

近年、より効率的なエネルギー消費が求められる中、国においては、平成32年までに新築住宅の省エネ化を段階的に義務化していく方針が示されています。

このことを受け、本市では、新築住宅に求められる省エネ基準を満たしたうえで、省エネにつながる京都の暮らしや和の文化を取り入れた「京都らしい省エネ住宅」の普及を推進するため、ご協力いただける事業者を本市ホームページなどで紹介します。

具体的には、国による技術講習会の受講の有無や省エネ住宅の供給実績、京都の暮らしや和の文化を活かした工夫、施工事例等について、事業者ごとに個別票を作成いただき、広く市民に向けて発信できる機会とするとともに、市民の方（建築主）にとっても、家を建てたり購入するときの参考とできるような制度とします。

2 対象事業者

京都市内で新築住宅を供給しており、京都市内に主たる事務所か営業所のある事業者のうち、次の条件を全て満たす者とします。

- ① 住宅の省エネ基準に対応できること（国の実施する省エネ技術講習会を受講していること、長期優良住宅や低炭素住宅など省エネ基準を満たした住宅の供給実績があることなど）
- ② 省エネにつながる京都の暮らしや和の文化を取り入れた仕様（別表1）を積極的に取り入れた住宅を推進していること

別表1 省エネにつながる京都の暮らしや和の文化を取り入れた仕様

仕様		効果
1. 自然素材	・ 畳 ^{※1}	・ 床の断熱性能が約30%向上 ^{※2} する。
	・ 紙障子 ^{※1}	・ 開口部の断熱性能が約30% ^{※2} 向上する。
	・ 地域産木材の使用	・ 近隣の木材を活用することで、環境負荷（CO2）を低減することができる。 ・ 地域の林業の活性化につながる。
	・ 塗り壁（土壁）	・ 調湿機能や蓄熱機能を持ち、室内環境が向上する。

2. 通風	・通風 ^{※1}	・通風経路を計画的に設けることで、冷房エネルギーの低減を見込むことができる。
	・庭	・庭により、室内に入る風の温度を下げることで、室内の温熱環境を改善できる。 ・季節の移り変わりを実感できる。
	・縁側、濡縁 (ウッドデッキ)	・夏期における室内への日射の侵入を防止できる。 ・冷暖房範囲を調整し、省エネルギー化を図ることができる。
3. 日射 遮へい	・庇 ^{※1} 又はすだれ	・日射を遮へいすることができる。 ・すだれや外付けブラインドの場合であれば、東西面の水平に近い日射も遮ることができる。
4. その他	・1～3以外で省エネにつながる京都の暮らしや和の文化を取り入れた独自の工夫	

※1 国においても省エネ効果を認めている仕様

※2 住宅省エネルギー技術講習 設計テキスト

3 手続きの流れ

(1) 新規に登録する場合

ア 提出方法について

関係書類を京都市役所住宅室住宅政策課まで e-mail、郵送又は持参によりご提出をお願いします。個別票についてはデータ (e-mail 又は CD-R (USB は不可。)) での提出も併せてお願いします。ご提出いただいた書類の内容を確認後、個別票をホームページに掲載いたします。なお、e-mail でご提出いただく場合は、件名に「京都らしい省エネ住宅に関する事業者の届出について」などの記載をお願いします。

e-mail 又は郵送により御提出いただいてから1週間程度経っても本市から受取の連絡がない場合は、不達の恐れがありますので、お手数ですが住宅政策課までお問い合わせください。

イ 必要な書類について

登録にあたっては、以下の書類の提出をお願いします。

- ① 届出書 (第1号様式)
- ② 個別票 (別紙1)
- ③ 住宅の省エネ基準に対応できることが分かる書類 (別紙2)

(例) ・省エネ技術講習会の受講証の写し

参考: 住宅省エネルギー講習会 (<http://www.shoene.org/>)

- ・ZEH ビルダールの登録をしていることわかる書類

参考: (一社)環境共創イニシアチブ (<http://sii.or.jp/zeh29/builder.html>)

- ・長期優良住宅や低炭素住宅の認定証の写し

- ・BELS (建築物省エネルギー性能表示制度) の自己評価ラベル

参考: (一社)住宅性能評価・表示協会

(<https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html>)

(2) 公表の内容を変更する場合

届出後に、内容に変更がある場合には、速やかに、変更した個別票などの書類と合わせて変更届（第2号様式）を e-mail、郵送又は持参により提出をお願いします。個別票についてはデータ（e-mail 又は CD-R（USB は不可。））での提出をお願いします。

(3) HPでの公表を中止する場合

公表を中止したい場合には、中止届（第3号様式）を e-mail、郵送又は持参により提出をお願いします。内容を確認後、ホームページでの掲載を取り止めます。

4 その他（注意事項など）

- ・ ご提出いただいた書類に不備がある場合は、ホームページに掲載できません。
- ・ 事例写真などの掲載にあたっては、事前に必ず施主等の承諾を得てください。

5 問合せ・提出先

窓 口：京都市都市計画局住宅室住宅政策課

住 所：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

T E L：075-222-3666

F A X：075-222-3526

E-mail：house@city.kyoto.lg.jp

(参考情報) 省エネ住宅等に関する情報

(1) 省エネ住宅に関する情報入手先

- ・ 一般社団法人 建築環境・省エネルギー機構（IBEC）：<http://www.ibec.or.jp/>
- ・ 一般社団法人 日本サステナブル建築協会（JSBC）：<http://www.jsbc.or.jp/>
- ・ 経済産業省 資源エネルギー庁（事業者向け省エネ関連情報）：
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/
- ・ 経済産業省 資源エネルギー庁（一般向け向け省エネ関連情報）：
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/

(2) 京都らしい暮らしや和の文化に関する冊子の入手先

- ・ 「京都で快適に暮らす住まいづくりのコツ～省エネ住宅のお得で快適な暮らし～」：
<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000235/235200/sassi.pdf>
- ・ 「和のすまいのすすめ」（国土交通省ホームページ内）：
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000078.html

(3) 京都市のすまいに関する情報入手先

- ・ 京すまいの情報広場（京都市住宅供給公社 京安心すまいセンター）：
<https://miyakoanshinsumai.com/>